

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 7 9 回 本 部 会 議

日時：令和3年9月29日（水） 19：45～
場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

秋の再拡大防止特別対策について（協議事項）

3 閉 会

資料 1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更内容の概要
資料 2 道内の感染状況等について（案）
資料 3 札幌市の感染状況について
資料 4 秋の再拡大防止特別対策（案）
資料 5 秋の再拡大防止特別対策（道案）に対する主な意見
資料 6 石狩振興局の取組
資料 7 後志総合振興局の取組
資料 8 上川総合振興局の取組

新型コロナウイルス感染症に係る 基本的対処方針の主な変更について

資料1

1 措置の終了

措 置	対象区域	期 間
緊急事態措置	北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県	～9月30日まで
まん延防止等重点措置	宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	

1

2 緊急事態措置区域から除外された都道府県における取組等

項 目	内 容
外出自粛	<p>○外出については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること。 ・企業における在宅勤務（テレワーク）等の推進状況を踏まえた柔軟な働き方への対応を行うこと。 ・飲食店等に対する時短要請を踏まえた夜間の対応を行うこと等の協力要請を行うこと。 <p>○帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底するとともに、ワクチン接種を完了していない等リスクの高い者に対して、検査を勧奨すること。</p> <p>○外出・移動については、感染状況等に応じ、当該地域における外出・移動の自粛や感染が拡大している地域との間の移動の自粛を要請する等、重点措置区域で適用される措置も参考にしながら、その対応について各都道府県知事が適切に判断すること。</p>

2

項目	内容
飲食店等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・重点措置区域以外の都道府県においては、地域の感染状況等を踏まえ、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行い、その後、地域の感染状況等を踏まえながら、対策の緩和については段階的に行い、期間は1か月までを目途とする。 ・<u>営業時間の短縮の要請</u>については、<u>認証等適用店については21時まで、第三者認証制度の適用店舗以外の店舗については20時までとすることを基本とする。</u>酒類の提供については可とするが、重点措置区域で適用されている措置も参考としながら、各都道府県知事が適切に判断すること。 ・<u>飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、1か月までを目途として、当該設備の利用自粛を要請すること。</u> <p>その上で、地域における感染状況やワクチン接種の状況、店舗の感染防止策を踏まえながら、都道府県知事の判断で緩和を検討すること。</p> <p>また、<u>飲食を主として業としていない店舗において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を要請すること。</u></p>

道内の感染状況等について (案)

【令和3年9月29日】

主な指標の状況

	感染状況			医療提供体制等の負荷			
	10万人あたり 新規 感染者数	感染経路 不明割合	PCR 陽性率	医療の逼迫具合			10万人あたり 療養者数
				入院医療		重症者用病床	
				病床使用率	入院率	病床使用率	
全道 (9/29)	6.6 人/週 (346人/週) ↓	37.9% ↓	2.1% ↓	(9/28) 9.7% (193床) ↓	—	6.3% (9床) ↓	9.2人 (483人) ↓
道ステージ4基準 (国ステージⅣ)	25人/週以上 (10万人あたり)	50%以上	10%以上	50%以上	25%以下	50%以上	30人以上 (10万人あたり)
道ステージ3基準 (国ステージⅢ)	15人/週以上 (10万人あたり)	50%以上	5%以上	20%以上	40%以下	20%以上	20人以上 (10万人あたり)

※()は実人数 ※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

※入院率は、入院できない自宅療養者数の増加等を把握するための指標であり、療養者数が10万人あたり10人以上の場合に適用。

特定措置区域の主な指標の状況

9/29	感染状況			医療提供体制等の負荷			
	10万人あたり 新規 感染者数	感染経路 不明割合	PCR 陽性率	医療の逼迫具合			10万人あたり 療養者数 (三次医療圏)
				入院医療		重症者用病床 病床使用率	
				病床使用率 (三次医療圏)	入院率 (三次医療圏)		
札幌市	10.1人/週 (198人/週) ↓	37.9% ↑	2.4% ↓	(9/28) 13.3% ↓	—	5.8% ↓	13.8人 (270人) ↓
石狩振興局 (札幌市を除く)	6.4人/週 (27人/週) ↑	48.1% ↑	4.6% ↑	(9/28) 道央圏 (札幌市を除く) 5.4% ↓	—	全道 (札幌市を除く) 6.6% ↓	(9/28) 道央圏 (札幌市を除く) 4.4人 (60人) ↓
小樽市	2.7人/週 (3人/週) ↓	33.3% ↓	0.5% ↓	(9/28) 道北圏 9.6% ↓	—		(9/28) 道北圏 12.0人 (71人) ↓
旭川市	13.3人/週 (44人/週) ↑	38.6% ↑	2.0% ↑				

地域における主な指標の状況

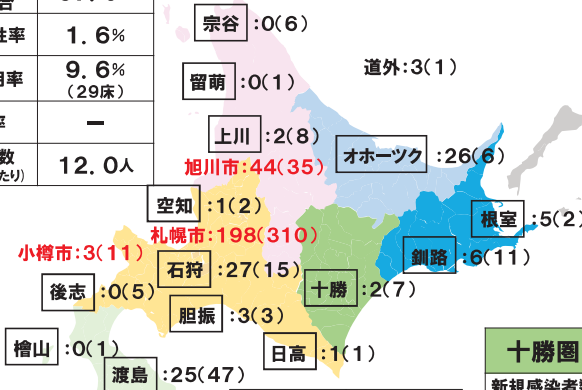
【9/29現在】

※病床使用率、療養者数は
9/28時点

札幌市	指標値
新規感染者数 (10万人あたり)	10.1人/週
感染経路 不明割合	37.9%
PCR陽性率	2.4%
病床使用率	13.3%
入院率	—
療養者数 (10万人あたり)	13.8人 (9/29)

道北圏	指標値
新規感染者数 (10万人あたり)	7.8人/週
感染経路 不明割合	37.0%
PCR陽性率	1.6%
病床使用率	9.6% (29床)
入院率	—
療養者数 (10万人あたり)	12.0人

新規感染者数(振興局別)
(週合計:カヅコは前週の新規感染者数)



オホーツク圏	指標値
新規感染者数 (10万人あたり)	9.5人/週
感染経路 不明割合	19.2%
PCR陽性率	3.2%
病床使用率	1.7% (2床)
入院率	—
療養者数 (10万人あたり)	7.7人

道央圏 (札幌市除く)	指標値
新規感染者数 (10万人あたり)	2.6人/週
感染経路 不明割合	42.9%
PCR陽性率	1.2%
病床使用率	5.4% (24床)
入院率	—
療養者数 (10万人あたり)	4.4人

道南圏	指標値
新規感染者数 (10万人あたり)	6.0人/週
感染経路 不明割合	48.0%
PCR陽性率	3.3%
病床使用率	20.7% (40床)
入院率	—
療養者数 (10万人あたり)	14.1人

十勝圏	指標値
新規感染者数 (10万人あたり)	0.6人/週
感染経路 不明割合	100%
PCR陽性率	0.3%
病床使用率	0.8% (1床)
入院率	—
療養者数 (10万人あたり)	0.9人

釧路・根室圏	指標値
新規感染者数 (10万人あたり)	3.7人/週
感染経路 不明割合	36.4%
PCR陽性率	4.2%
病床使用率	6.4% (13床)
入院率	—
療養者数 (10万人あたり)	7.4人

※地域別の感染状況や医療提供体制等の負荷は、変動が大きくなる場合があることに留意。

総 評①

【感染状況】

- 全道の新規感染者数は、減少が続いており、10万人あたり6.6人となった。集団感染の確認も減少している。
- 札幌市を含む、特定措置区域の新規感染者数についても減少が続いている。主要な地点の人流は、減少が見られる。

【医療提供体制】

- 療養者数及び入院患者数は減少が続いている。
重症者数も減少が見られる。

【ワクチン】

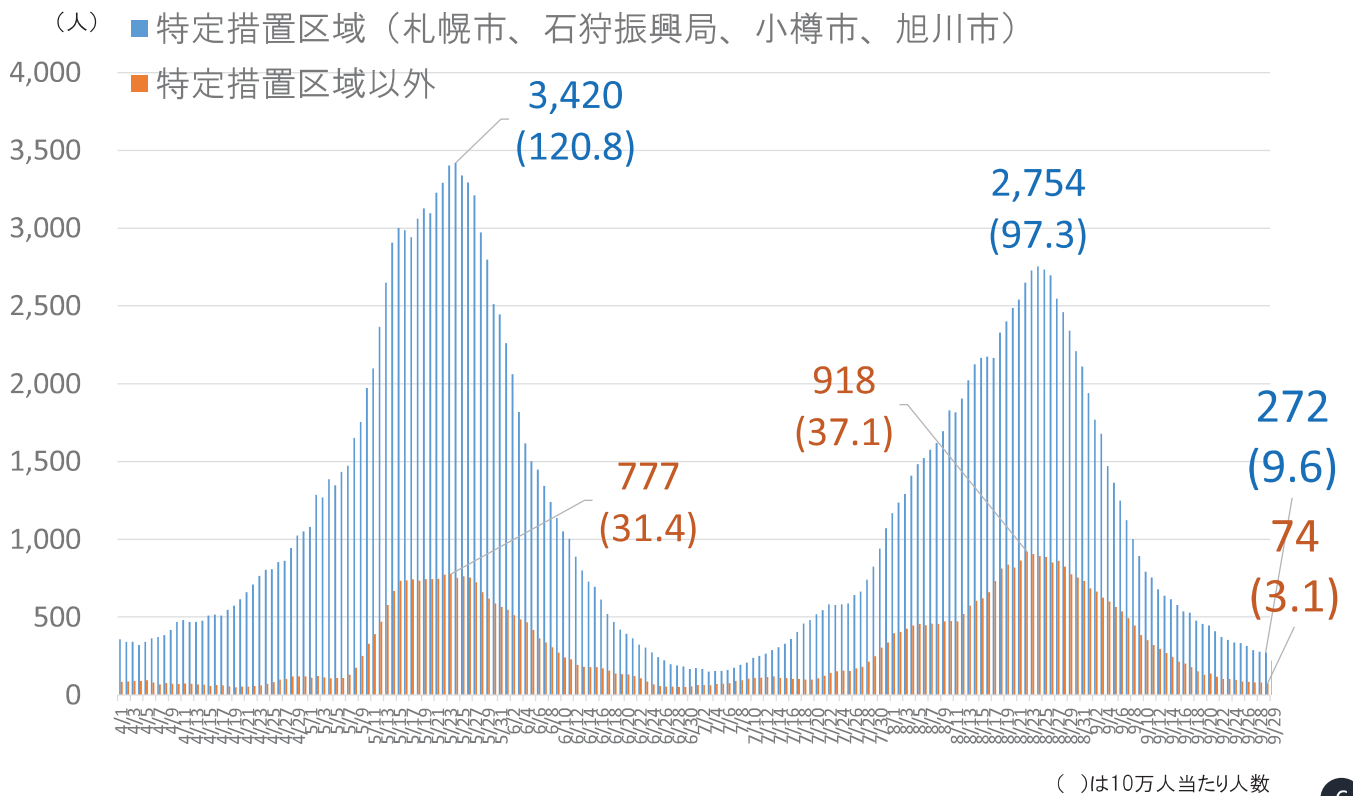
- 道内の全人口に対する接種率(医療従事者等を含む)は、9月27日現在、1回目 66.1%、2回目 54.5%。これまでに、道民の半数以上の方が、2回目の接種を終えている。

総 評②

【今後の対策】

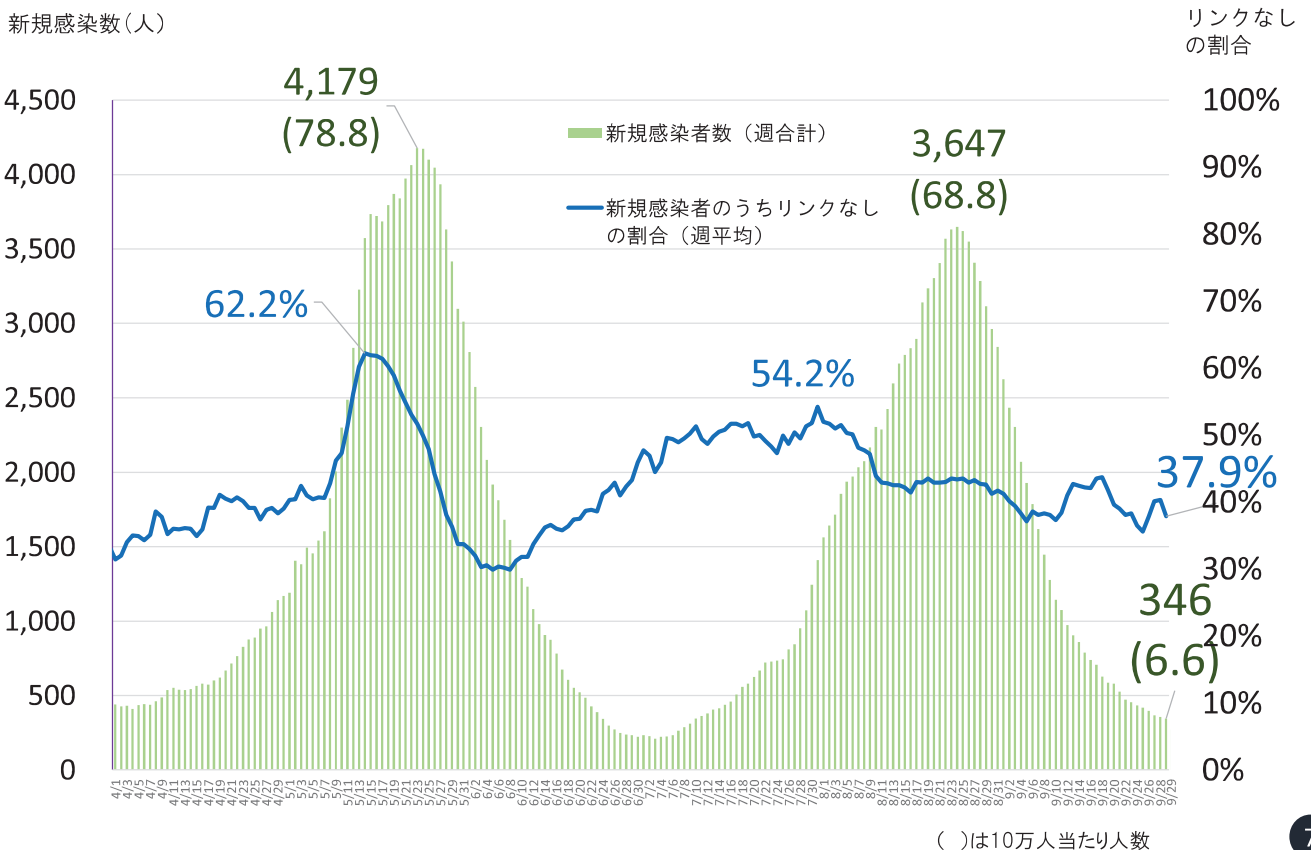
- 9月30日をもって、本道の緊急事態宣言の終了が決定され、道の警戒ステージにおいて、すべての指標でステージ3の水準を下回ったことを踏まえ、ステージ2に移行する。
- しかしながら、ワクチン接種が進んでいく中、国において、日常生活の回復に向けた検討が進められ、これまでの対策が大きく転換する可能性がある重要な局面を迎えている。また、人の移動が活発化する秋の行楽シーズンを迎え、国の専門家から、普段会わない人との接触機会が再び増えることで、再拡大につながる懸念が指摘されている。
- このため、緊急事態宣言終了後の急激な人流の増加を抑え、早期の再拡大を回避するために、一様ではない地域の感染状況や段階的な緩和の観点等を踏まえ、必要な対策を講じる。
- 第三者認証制度については、札幌市内の飲食店から順次開始する。また、国が行う飲食店やライブハウスでの技術実証の取組と連携する。
- 感染症の流行期である冬の到来に備え、臨時医療施設の開設を含め、医療提供体制の点検・強化を行うなど、医療提供体制の確保に万全を期す。
- 一般接種が進む中、特に若年層のワクチン接種率の向上に資するよう、ワクチンへの正しい理解の促進等に関する広報を積極的に展開するなど、今後とも市町村や関係機関とともに、希望する方が一日も早くワクチンを接種できる環境づくりに取り組む。併せて、3回目の追加接種に関し、国からの情報収集等に努める。

新規感染者数(特定措置区域／特定措置区域以外)



6

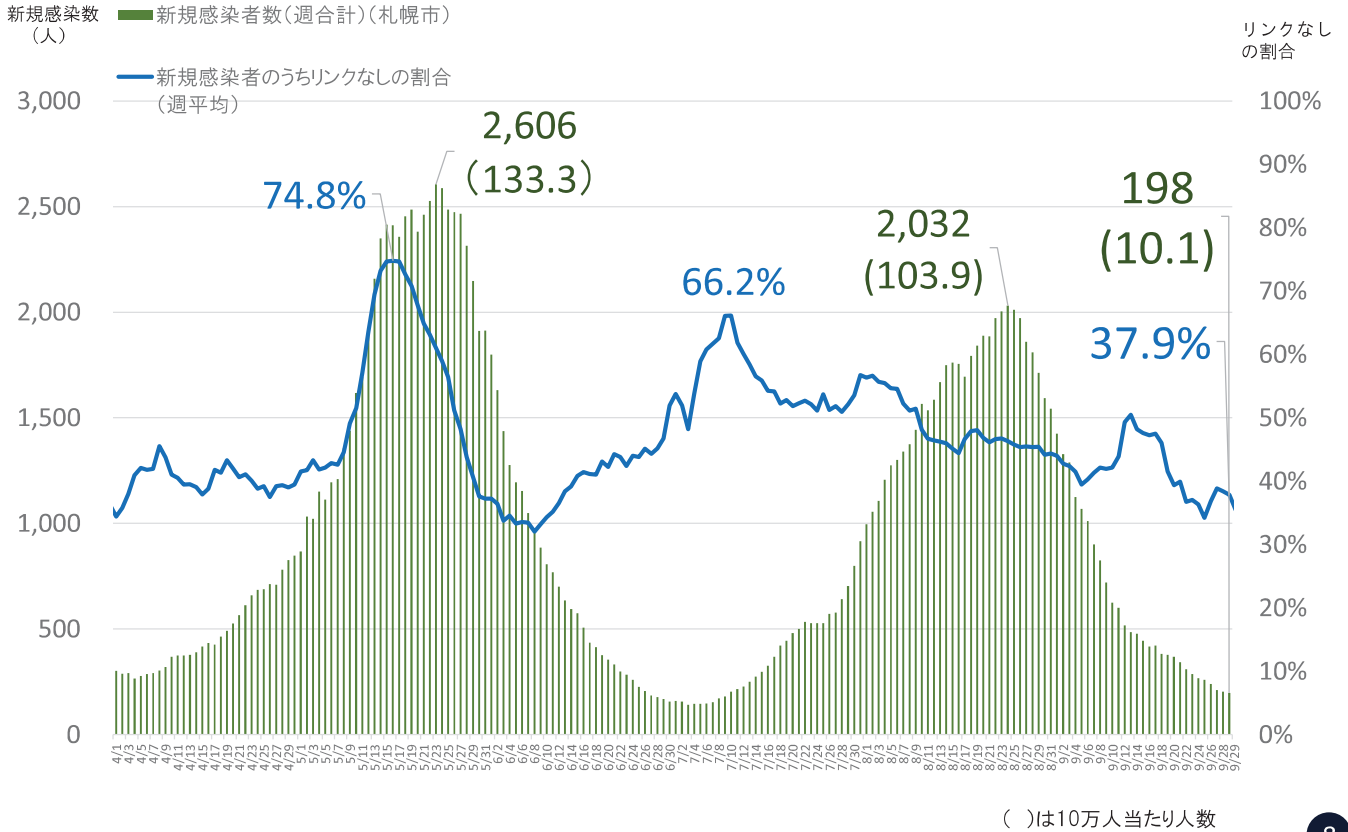
感染状況(新規感染者数と感染経路不明割合)(全道)



7

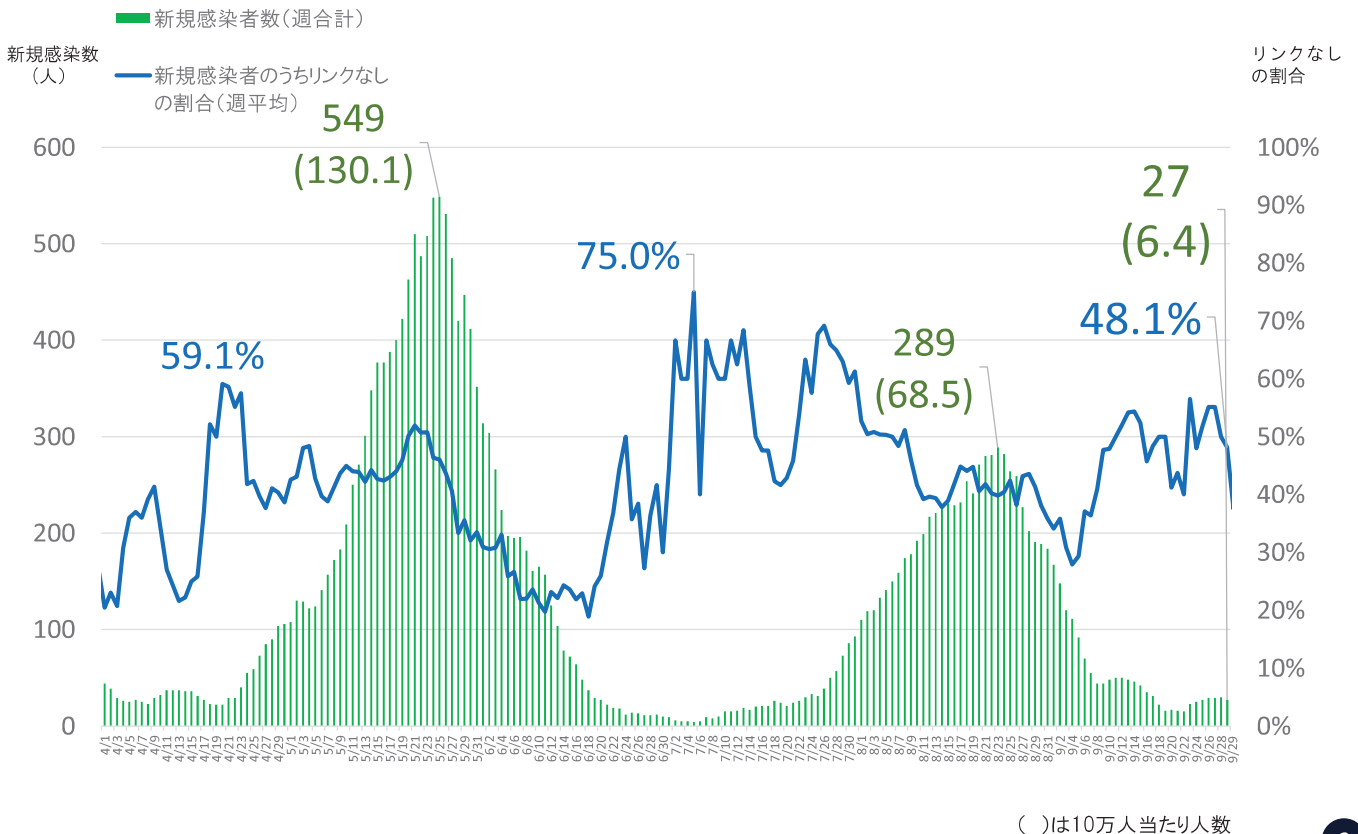
特定措置区域

札幌市の感染状況



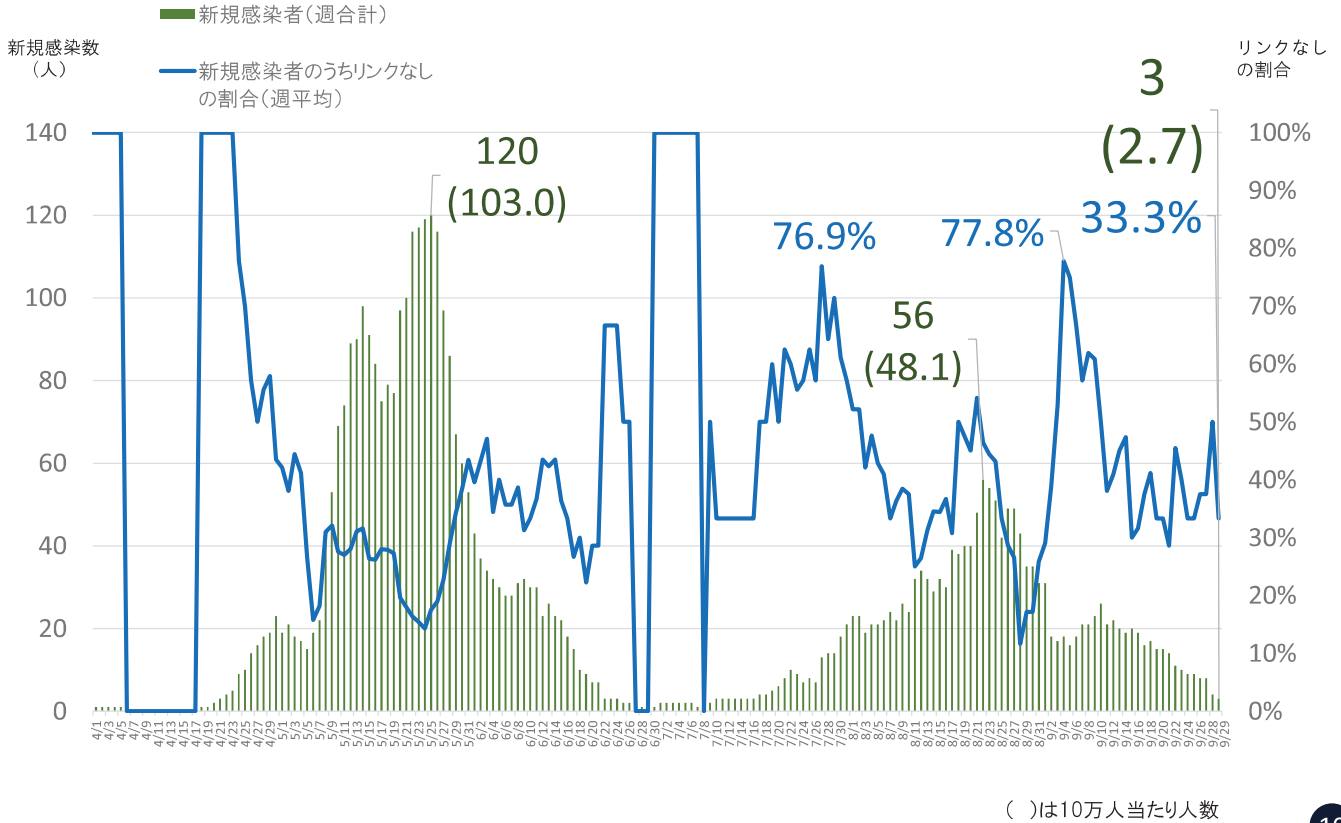
特定措置区域

石狩振興局管内(札幌市除く)の感染状況



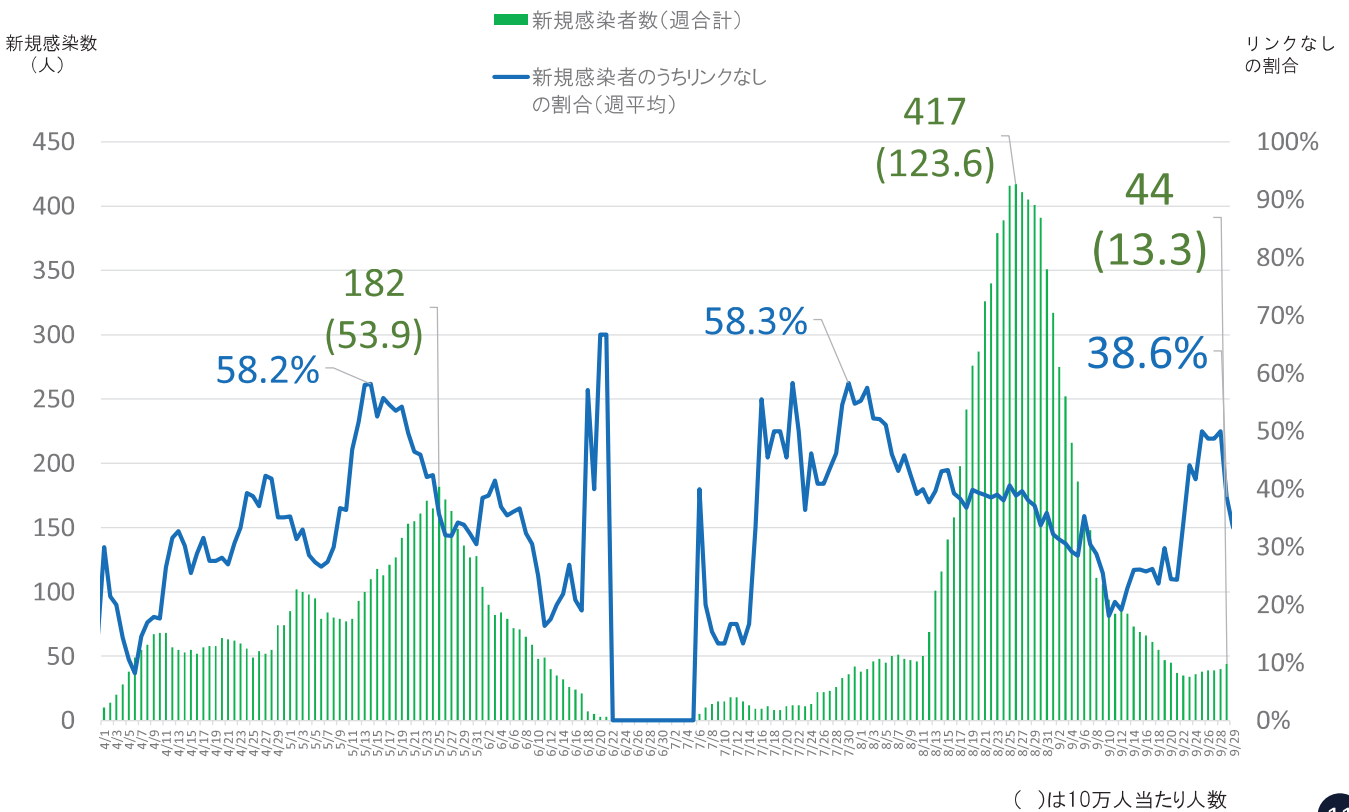
特定措置区域

小樽市の感染状況

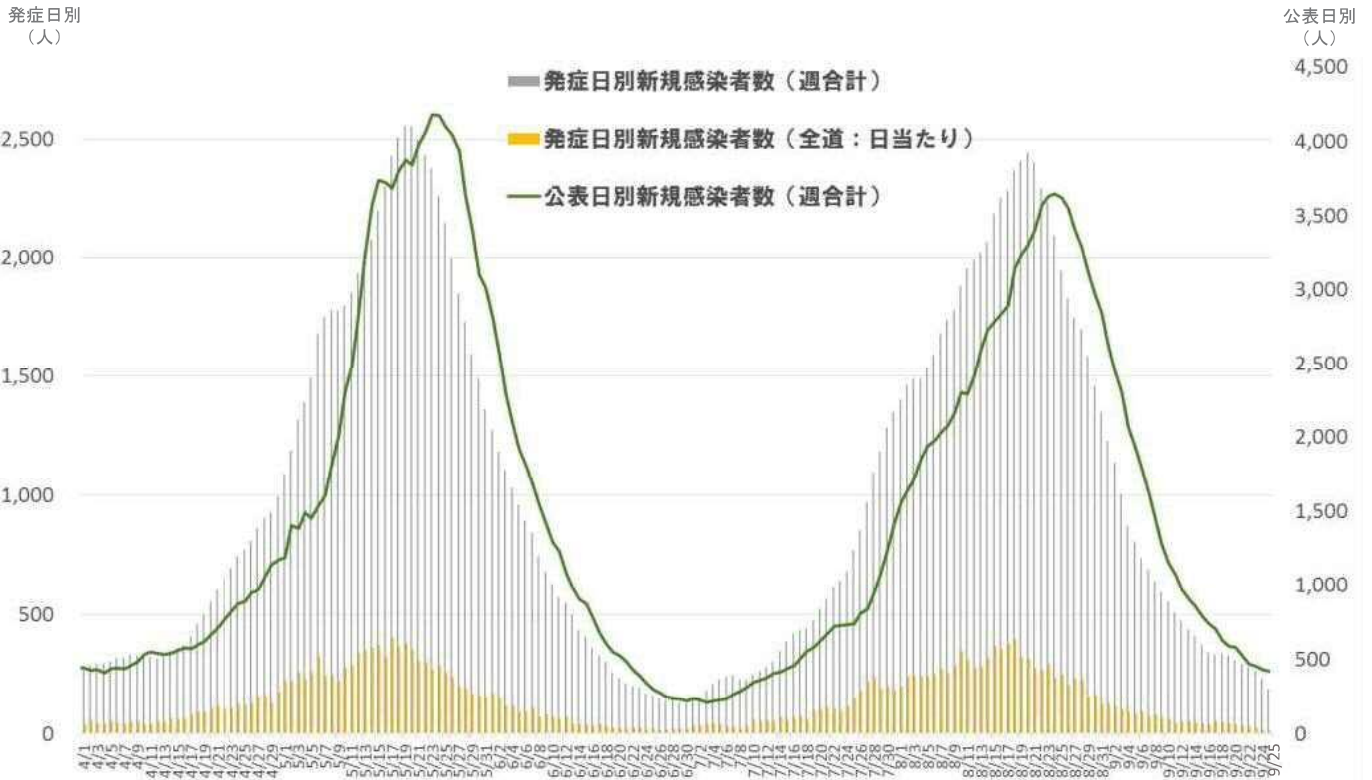


特定措置区域

旭川市の感染状況

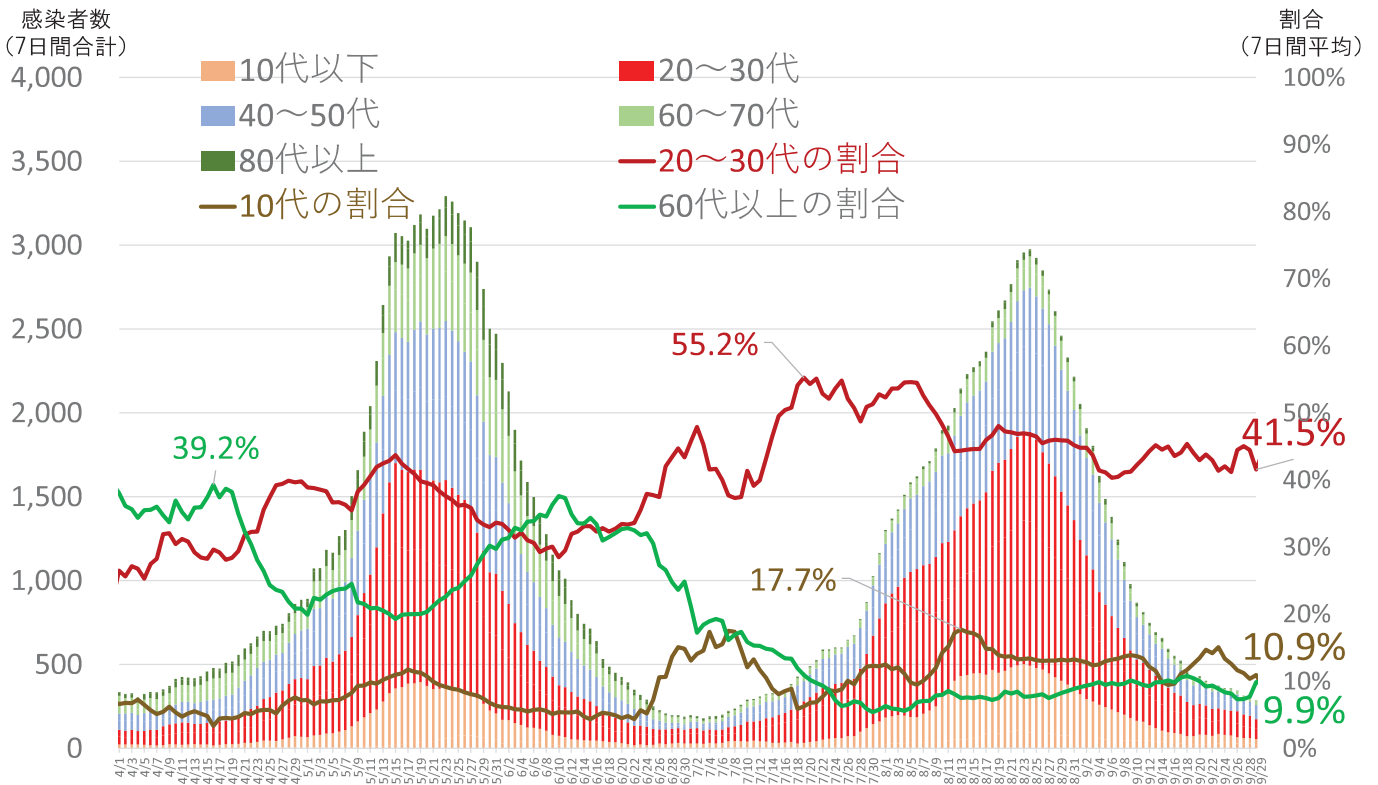


発症日別～公表日別の新規感染者数(全道)



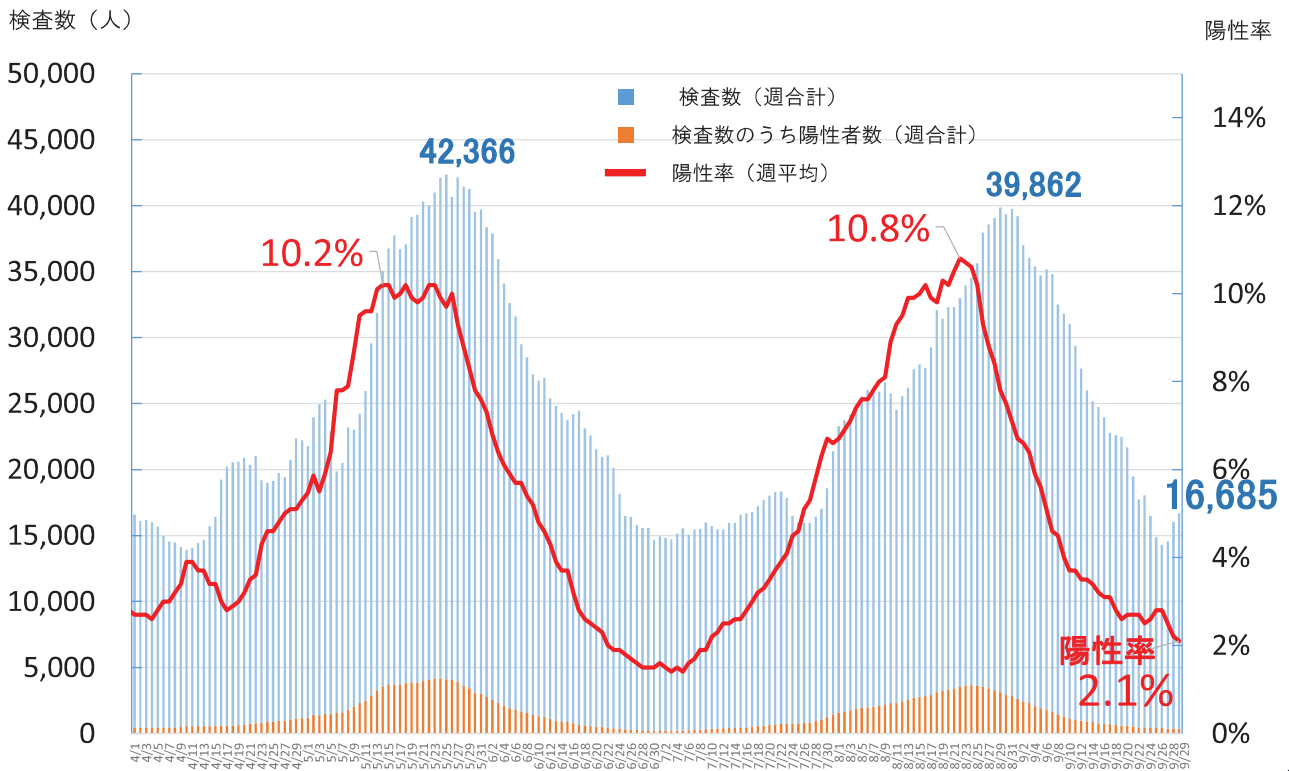
※発症日別新規感染者数については、調査に時間を要するため、数日前のデータとなる。
 ※無症状者及び発症日不明者があるため、発症日別と公表日別の公表人数が異なる。

年代別感染者数の推移(全道)

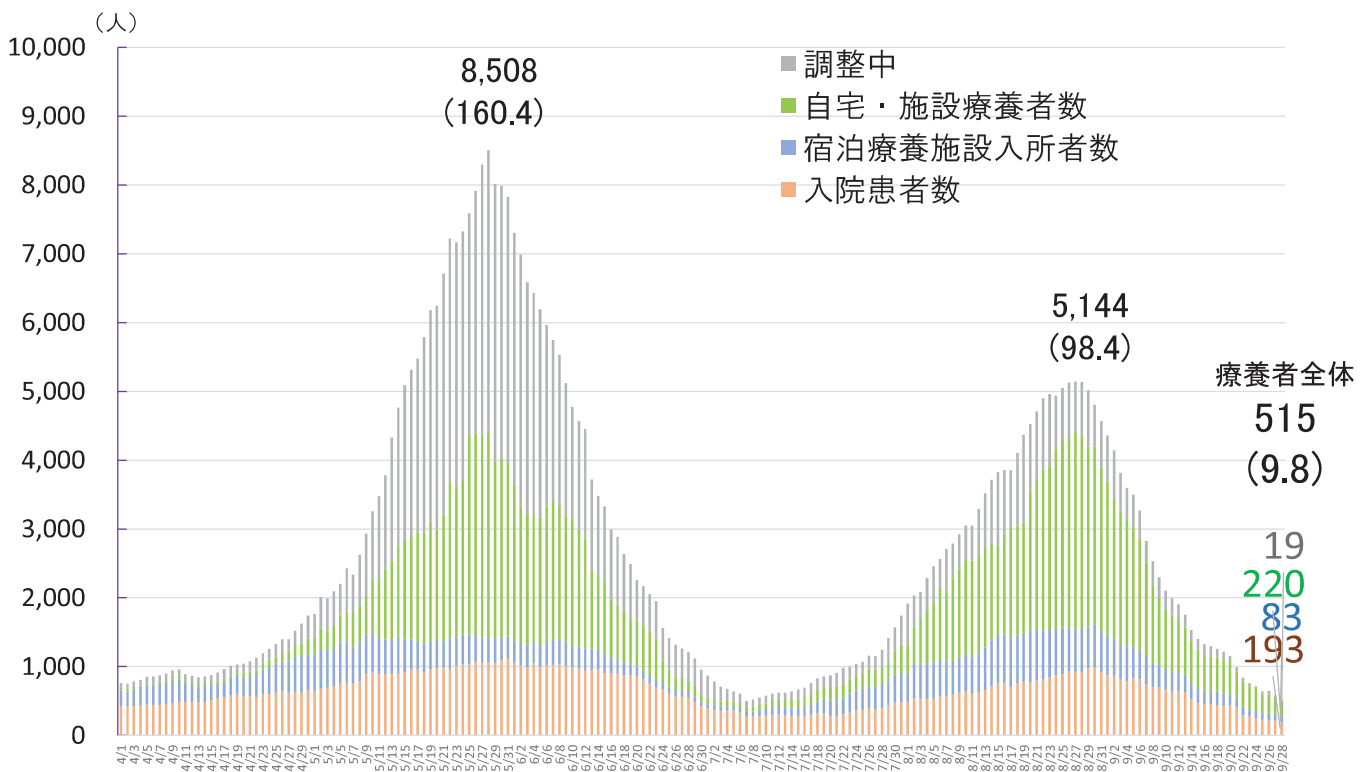


(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

感染状況(陽性率と検査数)(全道)

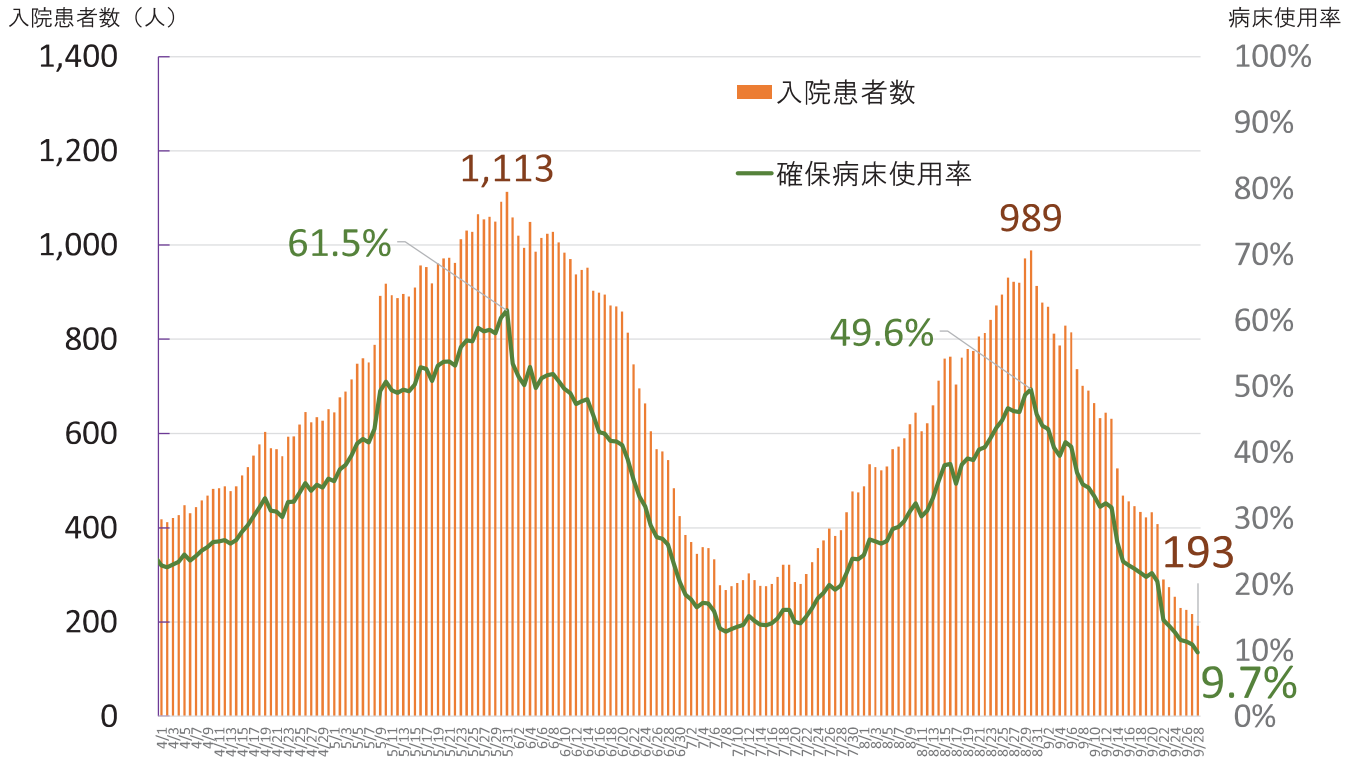


医療提供体制等の負荷(療養者全体)(全道)



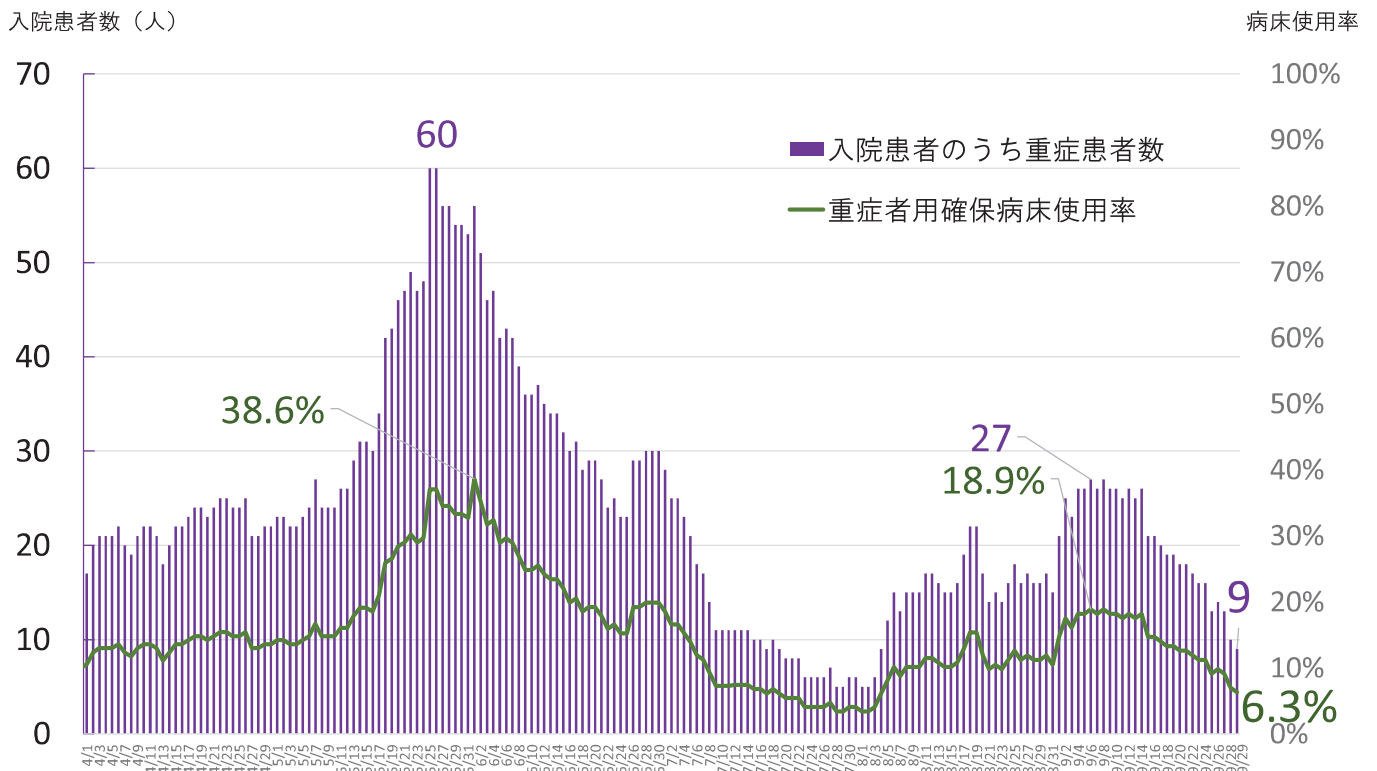
※「調整中」は、入院、宿泊療養、自宅療養、施設療養といった対応を調整している人数で、翌日以降、入院や宿泊療養などの対応が確定するもの。
 ※()は10万人あたり療養者数

医療提供体制等の負荷(病床全体)(全道)



16

医療提供体制等の負荷(重症者用病床)(全道)



17

集団感染の発生状況(全道)

	5月	6月	7月	8月	9月 (9/1~29)
医療施設 福祉施設	86件 (1899人)	22件 (220人)	5件 (55人)	29件 (337人)	15件 (125人)
事業所等	36件 (605人)	26件 (260人)	18件 (142人)	52件 (535人)	26件 (202人)
飲食店等	13件 (134人)	2件 (16人)	11件 (80人)	31件 (274人)	5件 (34人)
学校	23件 (234人)	9件 (89人)	9件 (147人)	20件 (415人)	16件 (121人)
合 計	158件 (2872人)	59件 (585人)	43件 (424人)	132件 (1561人)	62件 (482人)

※「飲食店等」には、接待を伴うもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

18

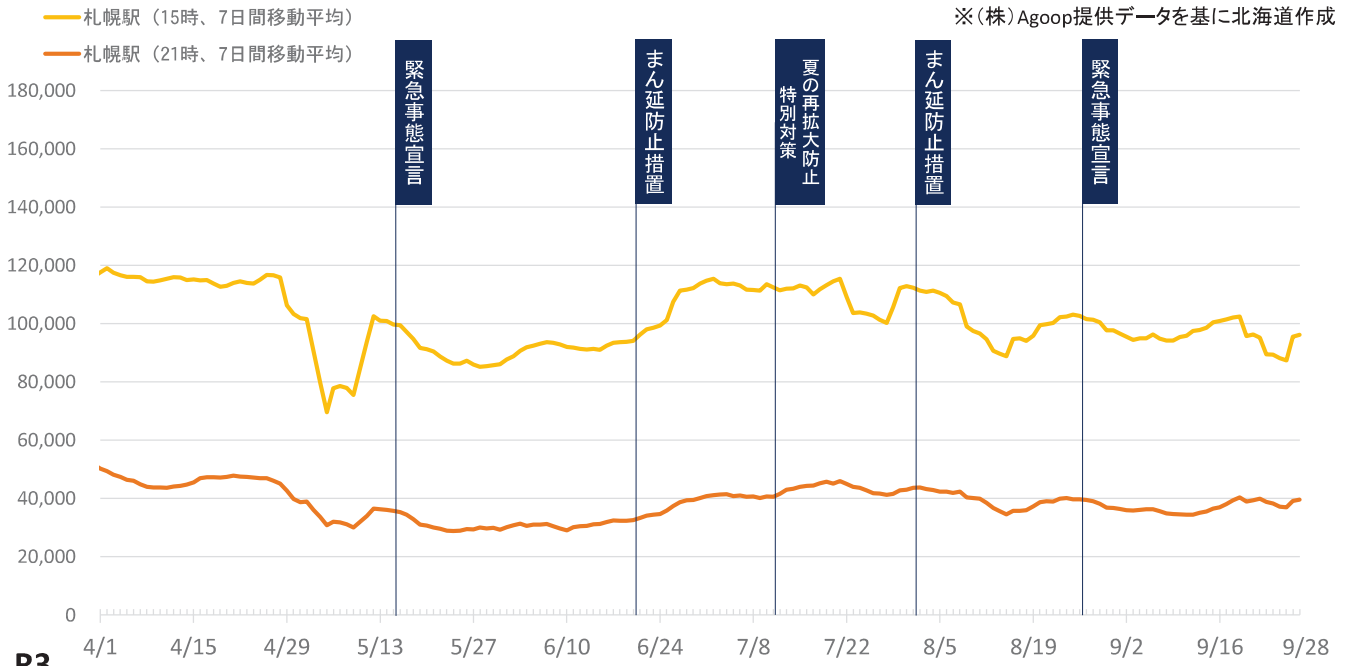
集団感染の発生状況(特定措置区域／特定措置区域以外)

	9/9~15		9/16~22		9/23~29	
	特定措置 区域	特定措置 区域以外	特定措置 区域	特定措置 区域以外	特定措置 区域	特定措置 区域以外
医療施設 福祉施設	3件 (24人)	1件 (5人)	1件 (8人)	1件 (5人)	1件 (6人)	1件 (7人)
事業所等	4件 (22人)	2件 (13人)	3件 (33人)	—	3件 (35人)	—
飲食店等	—	—	—	—	—	—
学校	1件 (6人)	1件 (8人)	3件 (22人)	—	—	—
合 計	8件 (52人)	4件 (26人)	7件 (63人)	1件 (5人)	4件 (41人)	1件 (7人)

※「飲食店等」には、接待を伴うもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。
 ※特定措置区域：札幌市、石狩振興局、小樽市、旭川市

19

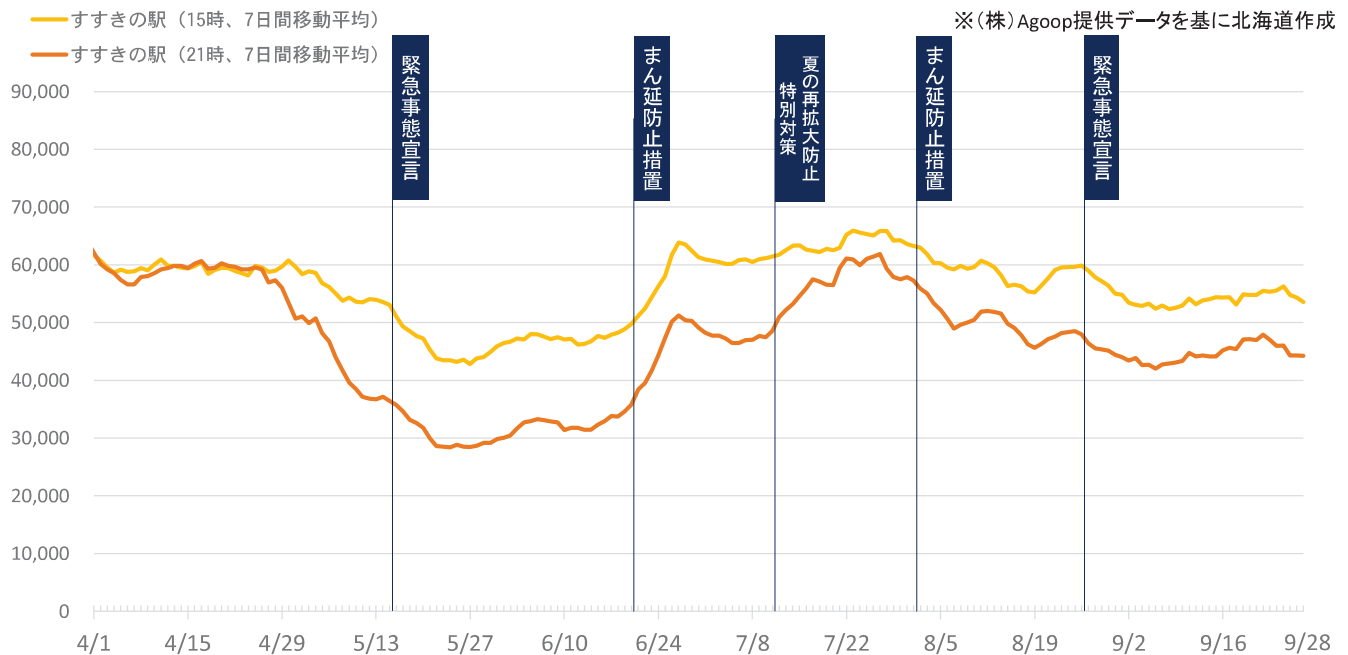
札幌市の人出(札幌駅周辺)



	R3.5.15	R3.9.28	(5/15比)
15時	99,695	96,121	(▲3.6%)
21時	35,752	39,565	(+10.7%)

	R3.8.26	R3.9.28	(8/26比)
15時	102,616	96,121	(▲6.3%)
21時	39,772	39,565	(▲0.5%)

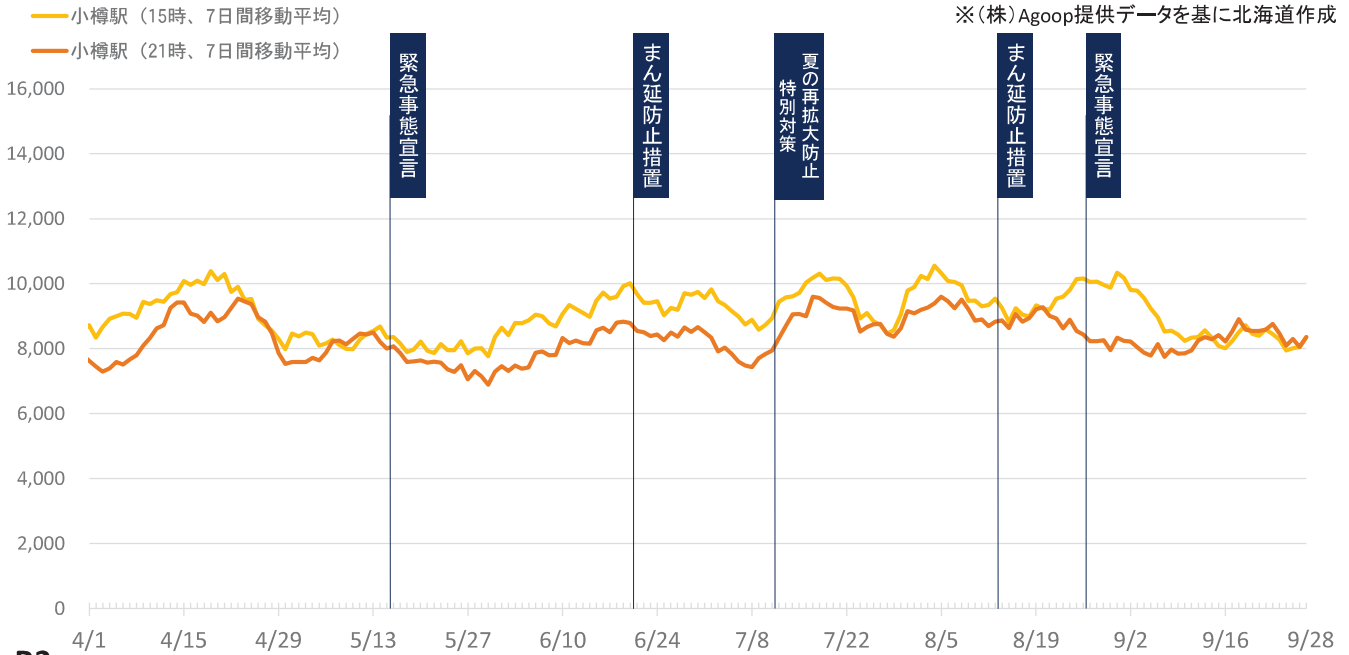
札幌市の人出(すすきの駅周辺)



	R3.5.15	R3.9.28	(5/15比)
15時	53,101	53,570	(+0.9%)
21時	36,440	44,273	(+21.5%)

	R3.8.26	R3.9.28	(8/26比)
15時	59,896	53,570	(▲10.6%)
21時	47,983	44,273	(▲7.7%)

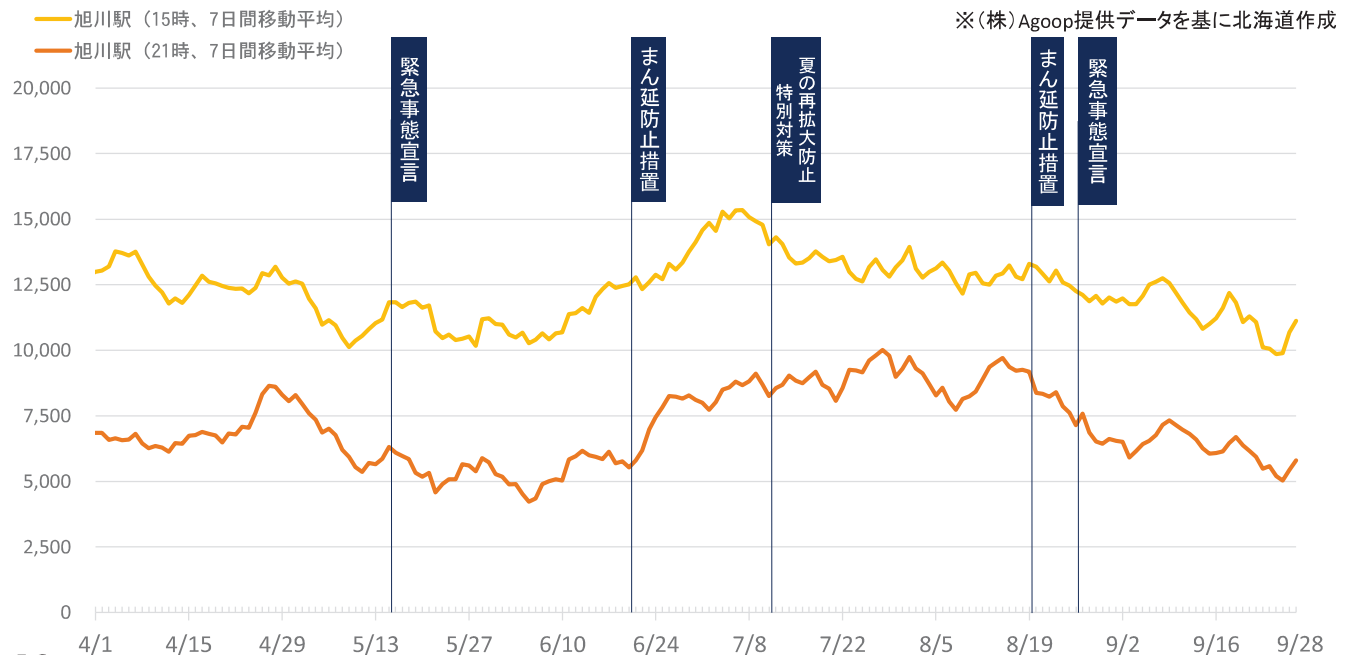
小樽市の人出(小樽駅周辺)



	R3.5.15	R3.9.28	(5/15比)
15時	8,335	8,350	(+0.2%)
21時	8,002	8,359	(+4.5%)

	R3.8.26	R3.9.28	(8/26比)
15時	10,157	8,350	(▲17.8%)
21時	8,435	8,359	(▲0.9%)

旭川市の人出(旭川駅周辺)



	R3.5.15	R3.9.28	(5/15比)
15時	11,830	11,129	(▲5.9%)
21時	6,322	5,799	(▲8.3%)

	R3.8.26	R3.9.28	(8/26比)
15時	12,256	11,129	(▲9.2%)
21時	7,149	5,799	(▲18.9%)

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

1 ワクチン接種状況について(医療従事者等分を含む。9/27現在)

区分	第1回目		第2回目	
	接種者数	接種率	接種者数	接種率
北海道	3,455,181	66.1%	2,850,513	54.5%
(参考) 全国	85,825,824	67.8%	71,921,996	56.8%

※接種率は令和3年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合(医療従事者等の接種者数は首相官邸HPによる)。なお、上記はVRSの入力値等に基づくものであり(VRS未入力の場合は接種率は含まない)、実際の接種率より低い場合があることに留意。

【参考】医療従事者等分を除く接種状況(9/27現在)

区分	第1回目		第2回目	
	接種者数	接種率	接種者数	接種率
北海道	3,126,060	59.8%	2,557,624	48.9%
(参考) 全国	79,293,660	62.6%	66,160,045	52.2%

※接種率は令和3年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合(医療従事者等の接種回数には含まない。道の数値は道HP公表値、全国の数値は国の「ワクチン接種状況ダッシュボード」による)。なお、上記はVRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

24

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

2 年齢区分別接種状況(9/27現在)

区分	道内の接種対象人口 (対全人口構成比)	道内の接種率		(参考) 全国の接種率 (9/26現在)	
		1回目	2回目	1回目	2回目
12~19歳	344,205 (6.6%)	30.6%	16.0%	41.9%	20.6%
20~29歳	461,395 (8.8%)	45.6%	30.3%	51.2%	33.2%
30~39歳	545,877 (10.4%)	50.4%	32.1%	55.5%	36.0%
40~49歳	733,566 (14.0%)	61.6%	39.1%	65.5%	46.7%
50~59歳	697,270 (13.3%)	74.8%	55.4%	77.0%	63.3%
60~64歳	338,612 (6.5%)	81.9%	72.3%	83.4%	77.1%
65歳以上	1,668,858 (31.9%)	91.6%	89.9%	91.3%	89.9%

※接種率は令和3年1月1日現在住民基本台帳の各年齢区分別人口に対する割合(医療従事者等の接種回数を含む。国接種率は首相官邸HP、道接種率は国の「ワクチン接種状況ダッシュボード」による)。なお、上記はVRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

25

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

3 一般接種の状況

- 道医師会や札幌大等と連携・協力の下、8月23日から道直営の集団接種会場「北海道ワクチン接種センター」を、一般向けとして再開。石狩振興局管内全市町村を対象に、居住市町村が実施する集団接種の受付要件に応じ順次対象者を拡大。週2回(火曜・金曜)、夜間接種(~19:30)も実施。現在、2回目接種を実施中。
- アストラゼネカ社製ワクチンについて、9月11日(土) から接種を開始し、これまでに385人が1回目接種を完了。2回目接種については、11月6日以降順次実施予定。
- 道内においても、職域接種及び大学拠点接種が進捗。
国と企業等による申請内容の精査や市町村における接種の進捗を理由とする申請取り下げにより、9月29日9時現在の申請数は174件(受付が一時休止された6/25比▲35件)で、全て国承認済。
- 一般向け接種の本格化に伴い、特に若年層のワクチン接種率の向上に資するよう、チラシの作成・配布など、ワクチンへの正しい理解の促進等に関する広報を順次実施中。
- 3回目接種については、国からの情報収集に努めるほか、接種券の発行等に不可欠なワクチン接種記録について、12月からの追加接種が可能となるよう、市町村に対しVRSへの早期入力の呼び掛けなどを実施。

秋の再拡大防止特別対策 (案)

令和3年9月29日

秋の再拡大防止特別対策

ワクチン接種が進む中、国において日常生活の回復に向けた検討が進められ、これまでの対策が大きく転換する可能性がある。重要な局面を迎えており、また、国の専門家から、人の移動が活発化する秋の行楽シーズンを迎え、再拡大につながる懸念が指摘されている。

このため、緊急事態宣言終了後の急激な人流の増加を抑え、早期の再拡大を回避するために、国の基本的対処方針に基づく段階的な緩和の観点等を踏まえ、特別対策を講じる。

※なお、今後、「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証を行う場合には、行動制限の緩和については特例的に取り扱う

対象地域 全道域

期間 令和3年10月1日(金)～10月31日(日)

本道の中心都市であり、他の地域との人の往来も多い札幌市については、「重点地域」として、感染防止対策の一層の徹底を図る。

重点地域 札幌市

期間 令和3年10月1日(金)～10月14日(木)

※ 重点地域としての要請・協力依頼については、原則として期間の満了により終了する(全道域と同様の対策に移行)が、新規感染者数が人口10万人当たり15人に近づくなど、感染の増加が見られる場合には、対策の延長を含め強い措置を講じる。

全道域 (札幌市を除く)

【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

全道域

要請内容

(日常生活において)

- ◆「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

- ◆混雑している場所や時間を避けて少人数で行動する。(特措法第24条第9項)

- ◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

- ◆感染リスクを回避できない場合、札幌市との不要不急※の往来は控える。

(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、往来を控えてください。

- ◆感染が拡大している他の都府県への不要不急の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)

- ◆帰省や旅行・出張など他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、移動を控える。(特措法第24条第9項)

【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

全道域

要請内容

(特に飲食の際は)

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。
(特措法第24条第9項)

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。
(特措法第24条第9項)

◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。「(黙食～食事は静かに、会話はマスク～)」の実践
(特措法第24条第9項)

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

◆来道に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、来道を控える。
(協力依頼)

3

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

全道域

人数上限及び収容率(※1)

○人数上限(いずれか大きい方)

5,000人又は収容人数50%以内(10,000人以内)

特措法第24条第9項

○収容率

[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)

[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・協力依頼内容

◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)

◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)

◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)

◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催か否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)

4

【事業者への要請・協力依頼】

全道域

要請・ 協力依頼 内容

- ◆在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を実施する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食店については、感染防止対策チェックリスト項目を遵守するとともに、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする。(協力依頼)
- ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食を主として業としていない店舗においてカラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

5

【学校への要請】

全道域

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施を慎重に検討することや、学生寮や寄宿舎では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、感染防止対策を徹底して実施する。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等では、感染対策を講じた上で適切な授業の実施による学修機会の確保を図りつつ、学外活動等に係る感染対策や注意喚起を徹底する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて感染防止対策を徹底する。

6

重点地域

【札幌市民及び札幌市内に滞在している皆様への要請①】

重点地域

要請内容

(日常生活において)

◆「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

◆感染リスクを回避できない場合、不要不急※の外出や移動を控える。特に21時以降の外出を控える。(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて少人数で行動してください。

◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控える。(特措法第24条第9項)

◆帰省や旅行・出張など他の都府県への移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、移動を控える。(特措法第24条第9項)

要請内容	<p>(特に飲食の際は)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項) ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項) ◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。(「黙食 ～食事は静かに、会話はマスク～」の実践) (特措法第24条第9項)
------	--

【来札を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆来札に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、大人数(5人以上)の会食は控える。特に、ワクチン接種を完了していない方等は、移動の際の体温チェックやPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底し、発熱等の症状がある場合は、来札を控える。 (協力依頼)
--------	--

【飲食店等への要請】

対象施設	<p>【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗</p>
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は19時30分までとし、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする。 ただし、北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店は、営業時間は21時まで(酒類提供は20時まで)とし、同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする。(特措法第24条第9項) ◆業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守する。(特措法第24条第9項) ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項) ◆飲食を主として業としていない店舗においてカラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する。(特措法第24条第9項) <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給</p>

【飲食店等に対する支援金】 10月1日～10月14日まで全期間(14日間)協力の場合
 中小企業・個人事業者:1店舗あたり35万円～105万円、大企業:1店舗あたり最大280万円

人数上限
及び
収容率
(※1)

○人数上限(いずれか大きい方)

5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)

特措法第24条第9項

○収容率

[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの(※2)

[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・
協力依頼
内容

◆開催時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(協力依頼)

◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、20時まで。(協力依頼)

◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)

◆催物前後の三密及び飲食を回避する方を徹底する。(特措法第24条第9項)

◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)

◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催か否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)

要請・
協力依頼
内容

◆職場への出勤を抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等の取組を実施するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤やローテーション勤務、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進する。(協力依頼)

◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)

◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)

◆カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う。(特措法第24条第9項)

◆大規模な集客施設においては、入場整理など、感染防止対策を徹底する。(協力依頼)

◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、21時以降、夜間消灯する。(協力依頼)

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施を慎重に検討することや、学生寮や寄宿舍では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、感染防止対策を徹底し、活動を厳選(時間、人数、場所、活動内容)して実施する。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等では、感染対策を講じた上で適切な授業の実施による学修機会の確保を図りつつ、学外活動等に係る感染対策や注意喚起を徹底する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、入場整理など、感染防止対策を徹底する。

道案に対する主な意見

1 有識者・専門家等の意見

1-①

道案に異論なし。

宣言終了後も、自治体として対策をすることが必要。今後の感染状況の変化に応じて柔軟かつ機動的に変更していくことを望む。

1-②

道案に異論なし。

道民にコロナ以前に戻ったという印象を与えないように、正しい情報と状況の周知をお願いする。

1-③

今後の感染防止対策として、段階的に緩和するとの考えは当然であり異論はないが、政府の「全面解除」というアナウンスが強く印象づけられ、人流の増加に拍車をかけることを懸念する。特に、秋の行楽期を迎え、道外からの観光客の急増が必至とみられることから、空港や公共交通機関、宿泊施設や飲食店等における対策の徹底と啓発はしっかり取り組む必要がある。

「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証は重要だと考えるが、併せてPCR検査を受けやすくする体制づくりを急ぐべき。そのためには、政府と自治体が明確な方針を示すべきと考える。

北海道飲食店感染防止対策認証制度については、公平・公正な取り扱いが制度への信頼と協力確保の前提であり、認証のメリットも含めて適切に対応していただきたい。

1-④

特定措置地域のうち、札幌市だけを重点地域として措置することに関して、道民にも納得してもらえるよう理由を明確に説明することが必要。

認証店の優遇はいいと思うが、認証を早期にやらないと意味がないので、対応をお願いしたい。

やっと緊急事態から抜け出せることは、皆さんの対応の積み重ねだと思うので、心より感謝。

1-⑤

道案について異論なし。

支援金については早期の支払いができるように配慮されたい。

1-⑥

道案について異論なし。

若年層のワクチン接種を加速させていただきたい。

1-⑦

緊急事態宣言終了後、早期の再拡大を回避するため緩和措置を段階的に実施することについては理解するが、住民に対する要請内容については、どのように変わるのか。また、今後においても引き続き求める取組と対策期間中に特に協力を求める取組とに区分して説明するなど、住民が対策の成果と対策の変化を実感できるように分かり易く発信して頂きたい。

2 市町村・関係団体の意見

2-①

感染者数が減少している間に、医療提供体制の再整備、保健所体制の再構築、ワクチン接種体制の充実に早急に取り組むべきと考える。

特に、3回目のワクチン接種の円滑な実施に必要なワクチン配布情報の迅速な提供を要望したい。

飲食店に対して引き続き一般事業所以上の感染防止対策を求めるのであれば、対策に必要な支援を実施すべきと考える。

2-②

道案について同意する。

なお、重点地域とされた札幌市内の飲食店に対する10月14日までの時短営業の要請により、この間、同市域から市外への人流が活発化する懸念があることから、この人流抑制に向けた取組の強化をお願いする。

また、今後、感染拡大の兆候が見られた際には、国への要請も含め速やかに対応していただきたい。

2-③

事業活動の制約を伴う要請や協力依頼の際には、該当事業者への支援も合わせてご検討いただきたい。

2-④

北海道は、緊急事態宣言地域の中でも判断指標の改善が著しい地域であり、飲食店の協力なしではできなかった点を考慮すべき。国の行動制限緩和の実証実験参加も控え、北海道飲食店感染防止対策認証制度による認証を加速するなど、万全な準備を進めていただきたい。当方も、全面的にご協力させていただく。

感染拡大防止と社会経済活動の両立にはワクチン接種の更なる加速と医療逼迫を起こさない十分な病床確保など医療提供体制の強化は今後も欠かせない対応である。全国下位に沈むワクチン接種率、全国中位（19位）にある人口当たりの確保病床数の底上げを図っていただきたい。

2-⑤

当会としても、ここで「気の緩み」が生ずることのないよう、今回の特別対策の遵守および日常生活における基本的な感染防止対策の徹底を、会員に対して改めて周知していく。また、時短要請等の対象となる札幌市の飲食店に対しては、対策への円滑な協力を得るためにも、引き続き、影響に見合った支援等を迅速に行っていただきたい。

同時に、今後の感染再拡大を防ぐためにはワクチン接種の一層の進展が重要である。特に若年層への接種の加速化を更に強力に推し進めていただくと共に、科学的根拠に基づく接種の効果を積極的に公表し、道民のワクチンに関する正しい理解促進に努めていただきたい。

一方で、長期にわたり深刻なダメージを受け続けている飲食・宿泊・観光・交通事業者とその取引先に対しては、感染拡大防止の取り組みを継続しつつも、時期を逸することのない総合的な需要喚起策を講じることが求められている。「新しい旅のスタイル」の再開や「地域応援クーポン付きどうみん割」の開始のほか、例えば「第三者認証を受けた飲食店に限り、店内飲食でのGOTOイートの実施」等の諸施策について、地域ごとの感染状況に応じた適切且つ着実な実施を推し進めていただきたい。

また、飲食店に関する第三者認証については、国で準備を進めている「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証や本格運用に向けて、迅速な体制整備を進めていただきたい。

○管内の感染状況等（札幌市除く）

1日当たり 新規感染者数	8/20 63人	約1ヶ月後	9/29 0人	新規感染者数が 減少傾向に
10万人当たり 感染者数/週	8/23 68.3人		9/29 6.4人	

○地域の取組（緊急事態措置期間（8/26～9/30））

◇ 市町村との連携

- 管内全体で危機感と取組等の情報の共有
- より一層の対策強化への認識を共有
- 管内市町村と振興局の若手職員によるリレーメッセージ動画を制作



◇ 住民の皆様への注意喚起

- 広報車による注意喚起
- SNSを活用した注意喚起
- シルバーウィークに向けた注意喚起 など



◇ 事業者の皆様への協力依頼

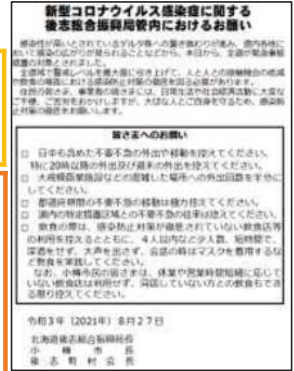
- SNSを活用した協力依頼
- 要請内容への徹底を図るため、飲食店に対し指導・協力依頼 など

○今後に向けた取組

- ◇ 若年層に向けた新型コロナワクチンの正確な情報等の発信（動画制作・SNS）

感染拡大防止の取組

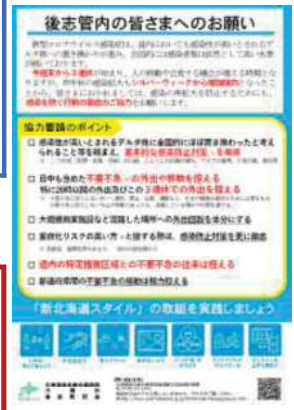
<p>小樽市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の休館（継続） ・ FMラジオ、防災行政無線、デジタルサイネージでの啓発（継続） ・ 「市長メッセージ」のホームページ配信（継続）
<p>市町村と連携した取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報車による啓発（小樽市：毎日消防車7台、振興局：毎週金土日1台）（継続） ・ 飲食店の休業・時短営業の見回り（継続） ・ 緊急事態措置を受け、振興局長、小樽市長、後志町村会長の共同メッセージを発信、報道発表 ・ シルバーウィークへの対応など住民向け啓発ポスター・チラシの作成、報道発表
<p>振興局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民向け啓発ポスター・チラシを市町村、経済団体に配布、HP及びSNSで発信（継続） ・ 小樽市における観光地等の人流確認（継続） ・ 冬の観光シーズンの到来を見据えた観光関連事業者等への啓発（検討中）



▲ 共同メッセージ

ワクチン接種の取組

- ◆ 地域ごと（北後志、羊蹄山麓など）に接種の予約、接種、管理等の一元化
- ◆ 管内市町村間でのワクチン融通
- ◆ 新幹線工事等の公共工事従事者に対する接種促進に向けた取組（実施に向け調整中）
- ◆ 希望する受験生への優先的な接種について市町村に働きかけ（教育局）



▲ シルバーウィーク用ポスター

各種感染防止対策の取組

▶ 住民向け取組

- 管内市町村と振興局との連名による啓発チラシでの呼びかけ
- 旭川市と共同による旭川空港、広報車で注意喚起
- 報道懇談会における振興局の取組の共有及び周知啓発に係る協力依頼



▲広報車で注意喚起

▶ 学校向け取組

- 緊急連絡網による新学期を控えた旭川市内の小中学校の児童・生徒に向けた注意喚起
- 管内小中学校、道立校等に向けた感染対策の徹底の呼びかけ

▶ 飲食店等向け取組

- 旭川市内の飲食店等に対する周知チラシの郵送、見回り調査に基づく現況確認
- 旭川市内の大規模商業施設に対する個別訪問による協力要請
- 管内商工会議所・商工会へ周知チラシを送付し、会員企業等に協力依頼



▲飲食店等への協力依頼チラシ

▶ 旭川市の取組

- 旭山動物園などの市有施設の休館（約180施設）
- HPやSNSを活用した市民への注意喚起

▶ ワクチン接種の取組

- 市町村間におけるワクチンの融通調整
- 上川中部圏域（1市9町）におけるワクチン接種の相互受入など円滑な接種体制の構築

今後に向けて

- 旭川市をはじめ管内市町村や関係団体などと協力し、引き続き**感染防止対策を徹底**
- 引き続き必要に応じて、**市町村**とWEB会議などを活用した**情報共有**
- ワクチンの追加接種**（3回目接種）に係る広域調整など**市町村の取組の支援**